

発議第4号

戦没者慰霊碑の維持管理及び保存継承に関する意見書の  
提出について

上記の議案を、地方自治法第112条第2項及び会議規則第14条第  
1項の規定により提出する。

令和8年6月26日提出

提出者	いなべ市議会議員	岡	英	昭	
賛成者	同	片	山	秀	樹
	同	清	水	隆	弘

## 戦没者慰霊碑の維持管理及び保存継承に関する意見書（案）

先の大戦をはじめとする戦争による戦没者の尊い命の犠牲の上に、現在の私たちの平和で豊かな生活が築かれていることを、私たちは決して忘れてはなりません。

厚生労働省の民間建立慰霊碑等調査によれば、民間により建立された戦没者慰霊碑は全国で1万6,235基（平成31年4月時点）にのぼり、そのうち管理状況が「不良」又は「やや不良」と判定されたものや管理者が確認できないものが多数を占めています。また、日本遺族会の会員数は、昭和42年125万世帯から平成31年には57万世帯、令和7年には35万世帯まで急激に減少しており、地域による維持管理には限界が生じています。このままでは慰霊碑が適切に保存されず、倒壊等の事故や、将来世代への戦争の記憶・教訓の継承が困難になることが懸念されます。

については、本市議会は、戦没者慰霊碑の適切な保存と継承のため、国及び関係行政機関に対し、下記事項の実現を強く求めます。

### 記

- 1 戦没者慰霊碑の移設、維持管理及び修繕・撤去に対する財政支援を拡充し、恒常的かつ継続的に実施すること。特に、老朽化や管理者不明に伴う緊急対応・修繕等に迅速に対応するための特別枠を設けること。
- 2 慰霊碑の現状把握のため、全国的な慰霊碑の登録・点検体制（データベース化）を構築し、定期的な安全診断や優先度評価を実施するとともに、その結果に基づき自治体と連携して支援策を講じること。
- 3 遺族会等地域の維持管理団体に対する人的支援（講習・技術支援・ボランティア育成）及び補助金等制度的支援を強化するとともに、慰霊碑を活用した平和学習事業への支援を拡充すること。
- 4 必要に応じて関係省庁（文部科学省、総務省等）と連携し、慰霊碑保存と平和継承に関する総合的な施策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和8年6月26日

いなべ市議会

衆議院議長 森 英介 様  
参議院議長 関口 昌一 様  
内閣総理大臣 高市 早苗 様  
内閣官房長官 木原 稔 様

厚生労働大臣 上野 賢一郎 様  
文部科学大臣 松本 洋平 様  
総務大臣 林 芳正 様